

## 第 11 回 門真市子ども・子育て会議 会議録

- ・日 時：平成 27 年 2 月 25 日（水） 午後 2 時から午後 3 時まで
- ・場 所：門真市役所 本館 2 階 大会議室
- ・出席者：合田 誠、須河内 貢、中塚 泰彦、川西 利則、吉兼 和彦、山根 保、  
乾 明雄、北川 絵美子、嶋岡 由紀、今村 孝子、邨橋 雅広、久保田 ひろみ、  
内藤 弘子、清水 光子、栗原 弓子
- ・事務局：こども未来部…河合部長、大矢次長  
学校教育部…満永総括参事  
こども政策課…山課長、森参事、湯川課長補佐、山中上席主査、難波係員、山本係員  
子育て支援課…中野課長補佐  
保育幼稚園課…花城課長補佐
- ・議 題：1. パブリックコメントの実施結果について  
2. 地域型保育事業の認可について  
3. 利用定員の設定について  
4. 答申（案）について  
5. その他
- ・傍聴者：3 名

<開会>

（事務局挨拶及び資料確認）

（委員長挨拶）

### 【議題 1 パブリックコメントの実施結果について】

事務局：はじめに、資料 1 をご覧ください。前回までにこの会議で審議いただいた計画素案についてパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果をご報告いたします。

意見の募集期間は、本年 1 月 27 日から 2 月 16 日までの 3 週間です。閲覧場所として市内 14 か所の公共施設及びホームページ上で計画冊子を公開し、意見の募集を行いました。その結果、合計 2 件のご意見をいただきました。

まず 1 件目は、計画の「家庭や地域の教育力の向上」に対するご意見です。家庭学習の手引として作成した「学びのススメ」を活用するようにとのご意見をいただいております。この点については、学校教育課において、小中学校や P T A 協議会と連携の上、家庭学習を推進するための取り組みを進めておりますので、計画の修正は行わず、その旨の回答をしたいと考えております。

2 件目のご意見は、子どもの受動喫煙についてです。この点については、健康増進法において、現在も施設管理者に対し、受動喫煙を防止する旨の措置を講じることが義務付けられています。また、本市においても、「門真市健康増進計画・食育推進計画」にお

いて、受動喫煙の防止を重点的な取り組みとして位置づけ、周知などに取り組んでいるところです。そのため、この点についても本計画への修正等を行わず、個別計画に基づいた取り組みを引き続き実施していきたいと考えております。

従いまして、計画については先日の内容をもとに、事務局で最終的な微修正を行った後、「仮称」を削除し、「門真市子ども・子育て支援事業計画」として、教育委員会の議決を経て確定する予定としています。

議題1の説明につきましては以上となります。

委員長： ありがとうございます。只今の事務局からの説明は、先日実施したパブリックコメントで2件の意見をいただいたということです。個別計画を含めて既に記載していることに関するご意見だったため、計画の修正はしないということでした。事務局の説明に関して、何かご質問などはございますか。

内藤委員： 1件目の意見について、周知のための具体的な目標設定はしていますか。

委員長： 学びのススメに対するご意見ですが、事務局いかがでしょうか。

事務局： この件につきましては、学校教育部より説明いたします。

まず、数値目標は設定しておりません。ただ、私どもが考えておりますのは、全国学力学習状況調査が毎年実施されております。その中で、1時間以上家庭で学習するという子どもが将来的に増えてほしいということで、数値設定を教育委員会の点検・評価の中で実施しています。そのため、「子ども・子育て支援事業計画」では特に数値設定していません。しかし、当然連動して実施していきますので、我々としても、将来的に家庭で1時間以上勉強できる子どもが増えていくことを目指していくものです。

内藤委員： 計画に進行管理と記載されていますので、保護者に説明会を何回開催した、何名の出席があった、どれだけ理解が進んでいるかなどの具体的な数値設定がないと進行管理ができないと思います。

委員長： 進行管理の1つの目安として目標数値設定が必要ではないかというご意見です。

事務局： 計画の進行管理の1つの方法として、数値の目標を設定して管理するという方法も確かにあります。しかし、本日は計画案として提示して、それに対するパブリックコメントの修正をどうかで諮らせていただいています。今の時点で追加は難しいかと考えております。計画案については、前回ご議論いただきましたので、そのときに追加・修正がないということでパブリックコメントを実施させていただいております。パブリックコメントでそれに対する数値目標を入れるという意見がなかった以上、数値設定を追加するのは難しいと考えております。

内藤委員： やはり進行管理していく上で、どのような方法で、どれくらい理解が求められ、周知徹底ができたかを進行管理しなくては意味がないと思います。そのような考え方で、数値設定が必要ではないかという意見です。

委員長： 内藤委員からの希望ということで、今後参考にさせていただきたいと思います。

事務局： また、計画の中間見直しや5年後の計画策定など、今後計画の策定をするときに参考にさせていただきたいと思います。

内藤委員： よろしく申し上げます。

委員長： 他にご意見はございませんか。意見がないようですので、計画を修正せずに前回の計

画案をもって答申させていただきます。

## 【議題2 地域型保育事業の認可について】

事務局： 議題2の資料説明に入る前に、今回の会議で議題2と議題3を諮る趣旨について述べたいと思います。参考資料1をご覧ください。この資料は、以前に新制度での各基準をこの会議の議案にした際にお示ししたのですが、改めて今回の議題に関連する認可と確認について再確認したいと思います。

新制度のもとで施設や事業が給付の対象となるには、認可を受けた上で確認を受ける必要があります。認可については定員19人以下の地域型保育事業のみ本市が行います。その上で、認定こども園や保育所も含むすべての施設・事業について確認作業を行いますが、その際に各施設の認可定員の範囲内で毎年の利用定員を設定することとなっています。これは、各市町村が今後5年間の教育・保育の確保方策に関する計画を策定し、その上で給付費を支払う主体となっていることから、計画の進捗を見ながら定員の設定をする必要がある関係で、この子ども・子育て会議に諮らせていただきます。

裏面をご覧ください。法的位置づけを記載しています。この2つの事項に関して、地域型保育事業の認可については、改正児童福祉法の第34条の15第4号において、保護者や当事者の意見を聴くことが義務付けられており、また確認の際の利用定員の設定についても、子ども・子育て支援法第77条第1項第1号、第2号で審議会の意見を聴くこととされているため、本日の議題としております。それを踏まえて、地域型保育事業の認可について説明いたします。資料2をご覧ください。

資料2には、新規に申請があった事業の概要を記載しています。また、該当事業の認可基準についても記載しています。申請がありましたのは、37年間、認可外保育施設として運営されている門真学園です。申請事業の類型としては、小規模保育事業A型となっています。事業類型については参考資料2でお示ししています。小規模保育事業A型については、定員6人以上19人以下の保育事業で、その中でもA型は認可保育所と同等の基準が求められており、分園に近い類型となっています。したがって、小規模保育A型の認可基準を申請内容と照合し、資料2に記載している項目を中心に確認を行っています。認可定員としては16人となっており、内訳は1歳と2歳が各8人です。施設の概要としては、鉄骨造2階建です。子どもに関する保育室等、調理室、医務室を1階に配置し、2階は事務室のみ配置されます。保育室等の面積については記載の通りで基準を満たしています。屋外遊戯場については、園に小規模な園庭を備えていますが、必要面積を確保するため、近隣の公園を屋外遊戯場として活用されることとなっています。また、職員数については、認可基準上、子ども6人に対して1人の保育士が必要であり、16人だと3人必要になりますが、全体としてさらに1人必要なので、基準上は合計4人の保育士が必要となります。なお、申請内容としては5人の保育士、調理員、事務員、嘱託医を配置することとなっています。開設時間については、延長保育も含め11時間半となっています。食事提供については、園内の調理室で自園調理し、提供することとなっています。3歳児以降の連携施設については現在未設定ですが、今後、市も含めて調

整を行い、経過措置期間の5年間の間で設定を予定しています。なお、主な基準については以上ですが、詳細な項目については事務局で確認を行っています。また、認可後については1年に1回、市が実地検査を行うこととなっており、運営面や会計処理等について適切に運営されていることを確認することとなっております。

議題2の説明につきましては以上となります。

委員長： ありがとうございます。事務局の説明では、認可申請があった事業者に対して、申請内容などの説明がありました。細かな認可基準については確認していただいているということでしたが、その他に確認しておきたいことも含めて、ご意見・ご質問はございませんか。

郵橋委員： 門真学園以外の認可外保育施設もありますが、そちらからの申し出はなかったのでしょうか。

事務局： 門真市には6施設の認可外保育施設があります。その中で、次年度以降に申請をされるということで、申し出があったのは、現在のところ1施設のみとなっております。

郵橋委員： 安全基準はどうなっていますか。

事務局： 前回6月頃にご審議いただいた基準条例の中で、細かな項目についての基準について定めています。その他の詳細な項目については、監査基準等を定め、詳細を確認したいと考えております。

郵橋委員： 来年度以降に申請を考えている施設が、どの点で困っているかなどということはないですか。

事務局： 現在、大阪府が認可外保育施設の認可を行っていますが、その申請で届け出を受けることになっています。監査で指摘を受けたという施設については聞いておりません。細かな運営の中で指摘を受けたということは把握しておりますので、そのあたりを中心に解消していけるかということを確認したいと思います。

委員長： 他にご意見はございませんか。意見がないようですので、この事業者については認可ということで進めていきます。

### 【議題3 利用定員の設定について】

事務局： 資料3-1をご覧ください。改めて利用定員についての記載をしています。利用定員とは施設型給付、または地域型保育給付の対象として確認手続きを行う際に、認可定員の範囲内で設定する定員となっております。認可定員より少なく設定することも可能ですが、門真市においては認可定員の不足が見込まれる状況ですので、利用定員を設定する際の考え方としては、最大数である認可定員をもって利用定員としたいと考えております。これを受けて、各施設の定員を一覧表にしています。定員数に関しては、保育定員を増やすことが可能かどうかも含めて、各施設に27年度の定員設定についての意向を聞いた結果となっています。現行より施設形態や定員数に変更があった部分に帯をかけています。変更点としては、現在保育所として運営しているおおわだ保育園、まこと小路保育園、柳町園については認定こども園への移行を予定しています。その上で、保育を利用していた子どもが保護者の離職等で保育認定がなくなった後も同じ施設を利用でき

るよう、表の右端にある幼稚園定員、1号定員として若干名の定員設定が予定されています。また、3園のうち、まこと小路保育園、柳町園については保育定員に変更はありませんが、おおわだ保育園については保育定員を4名増員する予定です。また、先程の議題にあった門真学園についても、認可定員増員となりますので、市全体として合計20名の定員増となります。

また、計画における確保方策に対する実績状況については、資料3-2に表としてまとめています。数字が多くありますので、ポイントのみご説明します。先程の定員数を踏まえて、平成27年度の実績を記載しています。合計欄をご覧ください。実績として、市内の施設で20名増員となりますので、その結果、現在の定員が1,913人のところ、1,933人となります。計画の数値と比較すると、計画上の定員数を設定した当時より、各施設の意向として、27年度は現行のままにされる場所が増えたことにより、定員の拡大数が少なくなったことから不足数が広がる見込みとなっています。主な要因としては、新制度への移行を予定していた施設が、制度の詳細が最後まで不明確な部分があったため、移行を28年度に遅らせたことなどが考えられます。27年度はこのような状況ですが、門真市としても、保育定員を増やすために施設整備補助を行う予算を来年度計上する予定です。これにより、認定こども園への移行も含めて、保育定員の拡大が進むものと考えています。現時点での移行を28年度から先に延ばしていきますと、27年度には当初より不足が多く発生していたところが、28年度より先では不足数が計画の数値より少なくなる見込みです。また、不足が30年度まで発生すると見込んでいたところが、あくまで現時点での見込みですが、不足の解消が29年度には概ね解消できる数値となっています。28年度については、また来年度に、実際の利用状況も含め、計画の進捗や、施設の移行状況も含め、再度定員を確認していただきたいと考えています。

なお、利用定員については、今後大阪府との認可、確認の協議において、若干の数の変更が生じる可能性があります。園の意向を基礎とした定員設定を行う考え方に変更はありません。

議題3の説明につきましては以上となります。

委員長： ありがとうございます。27年度については、利用定員を各施設の意向を踏まえて認可定員と同じ数で設定するということでした。27年度の保育定員は直ちに拡大することはないということですが、次年度以降、市として定員の拡充に向けて取り組みを進め、29年度以降不足分が解消する見込みということですか。ご意見・ご質問はございますか。

郵橋委員： 見込数と計画の数値について、数の違いがあるのですが、それはなぜこうなっているのでしょうか。それぞれがどのようなことを表しているのか区別がわかりません。再度説明いただけますでしょうか。

事務局： 計画と実績の差ということですが、計画で数字を積み上げた時点では、1回目の各施設への意向調査の結果をもとにしていましたので6月、7月頃の意向を反映したのとなっていました。その後、2回目の意向調査を年末ごろに行った結果、新制度の状況がまだ見えてこないということや、大阪府の新制度に移行する新しい形態での施設については認可の協議の中で少し定員数に変更が生じたため、より実態に近い数で積み上げたところ、かなり少なくなってしまうという状況です。

委員長： 他にご意見はございませんか。意見がないようですので、利用定員の設定についてはこちらで進めていきます。

#### 【議題4 答申（案）について】

事務局： 平成25年9月に開催しました第1回会議において、市長よりこの会議へ計画策定についての諮問をいたしました。この間の審議を踏まえて答申いただくこととなっています。これまでの委員の皆様のご意見を受けて、答申案を提示しておりますので読みあげさせていただきます。なお、諮問等では計画策定業務を市長部局内で実施しておりましたが、現在は教育委員会へ権限が委任されていますので、教育委員会へ答申をいただくこととなっています。本日は、案に対する審議をいただき、最終的に委員長と調整した上、後日改めて委員長より教育委員会へ答申いただくことを予定しております。

答申書を読み上げます。資料4をご覧ください。門真市子ども・子育て支援事業計画について（答申）。平成25年9月2日付門健福第433号で委任された標記計画案の策定及び当該計画の推進にかかる事項について当会議を計11回開催し、慎重に審議を重ねた結果、本計画案を適当と判断し、別添の通り答申します。なお、計画の推進にあたっては、審議過程において委員より述べられた意見や要望等を踏まえた以下の事項について十分配慮した上で計画に示される事項について着実に実行されることを要望します。

1 「子どもの最善の利益」の実現について、計画の根幹ともなる「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たっては、保護者への「子育て」支援の視点のみならず、新制度の主役である「子ども」の育ちを最優先し、「子どもの最善の利益」の実現に向け、子どもの視点に立った各施策の推進に取り組まれない。

2 質の高い教育・保育の提供について、子ども・子育て支援新制度での柱としても掲げられている「質の高い教育・保育」を確保するため、各成長段階に応じた必要な教育・保育となるよう適切な提供に努められるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園等、施設及び事業の形態によって教育・保育内容に差が生じないように実施されたい。また、当会議において審議を行った「門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、「門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の運用に当たっては、教育・保育の質の低下を招かないよう適切な運用を実施されたい。

3 認定こども園への移行について、保護者の幅広いニーズに対応するため、認定こども園への移行の促進に努められるとともに、とりわけ公立園においては、公立の担う役割として率先して移行に努められたい。

4 保護者の多様な就労形態等への対応について、本計画は、保護者の就労の有無を問わず、すべての保護者を対象としていることから、支援に当たっては、保護者の就労の有無や就労時間帯により支援に差が生じないように平等性の確保に努められたい。

5 利用者負担について、教育・保育施設等の利用者負担額については、国の仮単価の段階での検討であったため、新制度施行後は見直しについて検討が必要であると考え。とりわけ2号及び3号認定（保育認定）に係る利用者負担額については、国基準に対する利用者負担額の状況、1号認定（教育標準時間認定）との均衡、また近隣市の状

況などを踏まえつつ検討されたい。

6 制度の周知について、子ども・子育て支援新制度の制度内容が非常に複雑であるため、当事者である保護者や事業者に対して、新制度施行後も引き続き周知を行うよう努められたい。

7 企業や地域との連携について、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の就労支援の実施に当たっては、企業との連携が不可欠であるため、先行的な取組等について企業への周知に努めた上で、効果的な施策の推進に努められたい。また、地域における子ども・子育て支援の重要性も高いことから、行政と地域との連携を強化した上で計画を推進されたい。

8 教育委員会が一体となった施策の推進について、各施策の連続性を確保するため、就学前後の教育や子どもの育ちを途切れさせないための切れ目のない教育の推進や、放課後の児童の居場所となる放課後児童クラブの運営に当たっては、学校現場も含め教育委員会が一体となって推進に努められたい。

9 計画の進行管理について、計画の推進に当たっては、定期的に進捗状況を把握したうえで、保護者のニーズや実態に即した施策展開を実施されたい。とりわけ、数値目標を掲げている事業等については進行管理を徹底し、実情に即した計画の見直しも視野に入れた実効性のある計画となるよう努められたい。

議題4の説明につきましては以上となります。

委員長： ありがとうございます。事務局より答申書（案）の提示、読み上げがありました。答申書（案）については、これまでの会議において皆様からご発言いただいたご意見をもとに会議全体の意見としてまとめられていたと思います。

説明の中で、表現方法や追加事項も含めてご意見・ご質問はございますか。

内藤委員： 1の「子どもの視点に立った各施策の推進」というところですが、子どもの視点というのはどのような意味でしょうか。

委員長： 子どもの立場に立った、子どもにとって最善の利益をもたらすかどうかという判断基準でいくということを「子どもの視点に立った」という表現になっているかと思います。

内藤委員： 子どもにとって幸せかどうかというイメージですか。

委員長： 最終的には、子どもが幸せと感じるかということになると思います。現実的には、生活できるかなど、子どもの立場に立った視点ということです。

内藤委員： 子どもは、自分がどのような状況に置かれているのか分からないことが多いです。子ども自身は分からないまま苦しい状況であることもあるので、子ども自身がそのような視点をもって、自分はどうか、自分はどうしたいのかは、小学生、中学生、高校生でもなかなか自分からは言えません。言葉の意味するところは分かりましたが、周りが考えてあげないといけないと思います。「子どもの視点」に少し違和感を覚えました。

委員長： 基本的には当然子どもから訴える場合はもちろんですが、周りの大人が気づいていくことも含まれるという理解でよいかと思います。

内藤委員： 周りの大人が気づいてあげることが、まず大事なことです。そこを入れていただけるとよいかと思います。子ども自身が手を挙げて、声を出すというのは、無理ではないですが、特に乳幼児、小学生は周りの大人が気づいてあげるといった視点で子どもを見守る

ことが重要だと思います。周りの大人がしっかりと子どもの状況に気をつけるということを入れていただいた方が、実効性があるかと思います。子どもに辛かったら言いなさいと言っても、言えません。そこを周りの大人に責任があるということを入れていただきたいです。

川西委員： 今の言葉について、子どもの視点に立つということは、周りの大人が子どもの視点に立つという意味で書いておられると思います。内藤委員の言われたような内容で十分理解できると思います。

邨橋委員： 私立幼稚園では、子どもの側の視点に立ってどうしていくかということで、「子どもが真ん中プロジェクト」という活動をしています。子どもがどのように生活していくか、周りの大人が考えていこうという運動をしています。委員のおっしゃることもよくわかりますが、もし修正するなら「子どもの側に立った施策の推進」という言葉にした方がよいと思います。ただ、趣旨としてはまったく同じです。

副委員長： 内藤委員のおっしゃったことが本文に含まれていると解釈していました。子どもの最善の利益の実現に向けて、子どもの視点に大人が立っていくということです。子どもが意見を言うことはなかなか難しいです。意見を言えたとしても施策に反映することは困難です。その意味で、大人が子どもの立場にどれくらい立てるかということになります。実際に子どもが自身の現状がどうなのか、子ども自身はわかりませんし、判断はつきません。今置かれている状況が自分にとって辛いのか否か、例えば、宿題がたくさんあってこれほど苦しいことはないと思っても、実はそれは将来の役に立つということがあります。そうすると、子どもが今どう感じているかということではなく、大人がどのような目で見守っていくかという中で、「子どもの最善の利益」を考えていきましょうという意味で用いている言葉です。この言葉をそのまま読むと、内藤委員のおっしゃった疑問が湧いてくるのはわかります。しかし、実際には周りの大人が、どれだけ子どもの立場に立てるかという意味でこのような表現がされているということです。もう少し言えば、1つは、子ども・子育ての問題を考えていくときに、そもそも子育て支援は親側の就労支援から始まって、その背景にあったのは経済的な発展・振興です。子育て支援という名前でありながら、実は経済発展のために行われていた施策がずっと続いていました。しかし、何をしても少子化がなかなか解消しないということがあり、子育て支援を始めて20年経ちますが、なかなか結果が出ていません。やはり、これは親の立場だけではなく、また経済的発展のためだけでもなく、そもそも中心にある子どもの立場に立って進めていく必要があるのではないかということで少しずつ視点が変わってきたという歴史があります。大人の側の事情だけではないという意味を込めて、「子どもの視点」が付け加えられているということです。このように「子どもの視点」に大変大きな意味が込められており、必ず子どもの立場に立つ、それは大人が気づいてあげることですが、その視点をもって施策を進めていく必要があるという意味合いになると思います。

内藤委員： 少し抽象的な感じで、いろいろな人が、さまざまな捉え方をするだろうという危惧がありましたので、具体的に少し書いた方がよいかと思います。今の状況は大人の責任です。確かに、宿題がたくさんあって辛いというのは、その子にとって将来的に必要なことです。それより、食べられない、服もないという状況は解消しなくてはならないと思って

います。

吉兼委員： 子ども・子育て支援事業計画は、子どもの立場に立って皆が考えるということで作られています。大人が子どもの立場に立って考えなくてはならないというとき、それを言っていないといけないと思います。大人の立場で発言するのは違うということです。大人が子どもの立場をきちんと押さえておかないといけないと思います。

委員長： この件について、他にご意見はございますか。

私も最初に申したように、「子どもの立場」「子どもの視点」という言葉は、決して「子どもだけ」という意味ではなく、当然「大人が」という意味が含まれているということです。内藤委員の指摘はよくわかりますが、表現的にはこのままでよいかとは思いますが。

郵橋委員： 子育て支援については、就労支援が先にあるということですが、やはり子どもの側に立つということを最初に入れていただいたことがありがたいです。質の高い教育・保育があり、就労支援や地域の子育て支援などに繋がっていく答申案ができたのはよいと思います。

委員長： 他にご意見はございませんか。

一部ご意見はいただきましたが、答申書（案）についてはこの内容をもって私から門真市教育委員会へ答申したいと思えます。

#### 【議題5 その他】

事務局： その他として事務局より、前回の会議でふれた幼稚園利用の1号認定にかかる保育料についてご報告いたします。保育幼稚園課からご説明します。

事務局： 本日の当日配布資料「1号認定（幼稚園）にかかる利用者負担の見直しについて」という資料をご覧ください。前回の会議で委員長及び事務局預かりとなっていた1号認定の利用者負担額の変更内容についてご報告いたします。

前回の会議でも説明したとおり、国の平成27年度予算編成過程において、幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みの推進に伴い、低所得世帯への軽減措置が図られることとなり、幼稚園就園奨励補助にかかる市町村民税非課税世帯について保護者負担額を月額9,100円から3,000円引き下げられる措置が図られることとなったものです。本変更は新制度にかかる1号認定にかかる上限額にも反映されることから、本市の1号認定の利用者負担額についても市町村民税非課税世帯の額を変更する必要性が生じたものです。現在規定している本市の1号認定の利用者負担額は、市町村民税非課税世帯を第2階層、均等割課税のみが課せられる世帯を第3階層と区分し、それぞれ第2階層は0円、第3階層は5,300円と規定していました。このことから、国の上限額を超えることとなる第3階層の利用者負担額を変更しようとするものです。変更にあたっては、事務局において国の考え方、及び本市の1号認定にかかる利用者負担の設定の考え方をもとに精査し、検討を行った結果について、委員長と協議し、新たな第3階層の利用者負担額を900円とするものとしました。なお、利用者負担額を規定している門真市教育・保育施設等の利用者負担額等を定める規則の改正手続きを経て正式な変更となります。

説明につきましては、以上となります。

事務局： 続きまして、こども政策課から3点ご報告があります。

1点目は、1月末に実施した市民説明会の概要です。1月25日日曜日、及び27日火曜日、28日水曜日と1日2回ずつ、合計6回の説明会を開催しました。来場者数は合計のべ109人でした。説明会の中では、保育所の入所に関する質問や新制度に関する質問等をたくさんいただきました。主な質問の回答については現在集約をしております。出来次第ホームページに掲載する予定ですので参考にしていただければと思います。

2点目は、本日の新聞紙面にも載っているところがありますが、予算案の計上について、特にこの会議に関連の深い部分について簡単にご説明いたします。まず、保育定員拡充事業で、認可保育所や認定こども園に移行する私立保育所や幼稚園などの施設改修などに対する補助金を交付するという事です。金額は約6億6千万円を計上しています。計画通り進めば、最大で240人の保育定員拡充を目指したいと考えています。

3点目は、(仮称)南認定こども園についてです。30年4月開設を目標に、27年度については基本設計及び用地の取得の額を計上しています。なお、最終的には3月議会での議決を経ての決定となります。

今後の予定ですが、本日の会議及び答申内容を踏まえて、計画について市において確定した後、3月末に委員の皆様へ改めて製本された冊子を配布いたします。また、来年度の計画策定後についても、計画の進行管理等でこの会議を開催する予定です。会議の進め方も含めて、事務局で改めて整理したいと考えておりますので、この点についても、決まり次第ご連絡差し上げたいと思います。事務連絡は以上です。

なお、本日が今年度最終の会議となりますので、教育委員会を代表して教育長よりご挨拶申し上げます。

(教育長挨拶)

委員長： ありがとうございます。その他のところで何かご質問等はございますか。  
意見がないようですので、本日の会議はすべて終了いたします。

(委員長挨拶)

<閉会>